(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	西粟倉村

西粟倉村鳥獸被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 西粟倉村役場産業観光課 所 在 地 岡山県英田郡西粟倉村影石 33 番地 1 電 話 番 号 0868-79-2230 F A X 番 号 0868-79-2125 メールアドレス sankan@vill.nishiawakura.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画 主体には(代表)と記入する。
 - 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス類 (ハシブトガラス、ハシボソガラス) ハト類 (キジバト、カワラバト) スズメ類 (ニュウナイスズメ、スズメ) サギ類 (アオサギ、ゴイサギ、コサギ、ダイサギ) カワウ タヌキ・アナグマ・アライグマ・ハクビシン・ヌートリア
	等の小型動物
計画期間	令和5年度~令和7年度
対象地域	岡山県英田郡西粟倉村全域

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。
 - 2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目	被害数	(値	
イノシシ	水稲・野菜・芋類	1,661 千円	1. 320ha	
ニホンジカ	水稲・野菜	3,616 千円	2. 910ha	
	スギ・ヒノキ	6,273 千円	8. 440ha	
ニホンザル	野菜・芋類	148 千円	0. 050ha	
カラス類・ハト類・スズメ類	野菜・果樹	200 千円	0. 100ha	
サギ類、カワウ	水稲	120 千円	0. 100ha	
タヌキ・アナグマ・アライグマ	野菜・果樹	40 千円	0. 020ha	
・ハクビシン・ヌートリア等の	家禽(鳥骨鶏)			
小型動物				

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、 水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2)被害の傾向

Oイノシシ

西粟倉村内全域に生息し、農作物の食害、倒伏の被害が出ている。また、 秋から冬にかけてはエサを求めて畦道を掘り返す等、多岐にわたる被害を 及ぼしている。

《捕獲頭数の推移》

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
8	21	16	17	21	2	9	17	10	9

(単位:頭)

(単位:頭)

Oニホンジカ

村内全域に生息し、農作物の食害、倒伏の被害が出ている。山間部ではスギ・ヒノキの樹皮が食害を受けている。冬期間は、民家の庭先への出没が目立ち、庭木等の食害も深刻である。推計値では、増加していると考えられ、今後も被害の拡大が予想される。

《捕獲頭数の推移》

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
292	446	487	266	370	125	202	226	340	379

〇ニホンザル

村内の中央部~北部にかけて生息し、県境を往来している。野菜や柿、栗の木などを食害し、家屋や直売所等への侵入被害が起こっている。

〇カラス類・ハト類・スズメ類

村内全域に生息し、稲穂の食害を主とする他、果樹園等に被害を及ぼしている。

〇サギ類、カワウ

村内全域に生息し、養魚場や吉野川流域でのイワナやアユの食害をしている他、育苗期の水田を荒らす被害を及ぼしている。

〇タヌキ・アナグマ・アライグマ・ハクビシン・ヌートリア等の小型動物 村内全域に生息し、田畑の食害、鶏の襲撃、家屋への侵入等の被害の他、 田畑の畦に巣を堀り、崩落を起こす等の被害が発生している。 1 件あたり の被害額は小規模であるものの被害件数は多く村内全域で発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、 被害地域の増減傾向等)等について記入する。
 - 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和7年度)
イノシシ	1. 320ha	1. 135ha

	1,661 千円	1,428 千円
ニホンジカ	11. 350ha	10. 896ha
	9,889 千円	9, 493 千円
ニホンザル	0. 050ha	0. 037ha
	148 千円	109 千円
スズメ類・ハト類・カラス類	0. 100ha	0. 050ha
	200 千円	100 千円
サギ類、カワウ	0. 100ha	0. 096ha
	120 千円	115 千円
タヌキ・アナグマ・アライグ	0. 020ha	0. 006ha
マ・ハクビシン・ヌートリア	40 千円	13 千円
等の小型動物		

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 - 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	・年間を通して西粟倉村猟友会	・猟友会員の若年化により、捕獲
に関す	に有害鳥獣駆除を依頼してお	の減少が進んでおり、今後新人の
る取組	り、捕獲に対して奨励金を交付	育成が急務である。
	している。	
防護柵	・国及び県の補助事業を活用	・農林業従事者の高齢化が進んで
の設置	し、防護柵設置の補助を行って	おり、防止柵を有効に活用するた
等に関	いる。また、団地化・集約化の	めの設置・維持管理が困難となっ
する取	難しいほ場については、村の単	ている。
組	独事業により防護柵設置の補	・補助申請については集落団体等
	助を行っている。	での団地的な取組みを呼び掛け
		ているが、山間部の地理的条件に
		より個人での申請が多い。
		・防止柵を設置したものの、急傾
		斜から駆け下りてくるシカ、柵の
		根元を掘り返すイノシシなど、被
		害を完全には防げていない。ま
		た、設置した柵の経年劣化によ
		る侵入がある。
生息環	・放任果樹の除去を呼びかけて	・高齢化により生息環境管理の担
境 管 理	いる。	い手が減少しており、活動が困難
その他	・実施隊員については対象鳥獣	となっている。

の取組

の積極的な参加を促している。

|に関する知識や捕獲技術の向|・実施隊員は捕獲が主な活動内容 上をはかるために講習会等へであり緩衝帯の設置、放任果樹の 除去等については関心が薄いた め、普及啓発を推進する必要があ る。

- (注)1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課 題について記入する。
 - 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の 導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
 - 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・ 管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
 - 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果 樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等につい て記入する。

(5) 今後の取組方針

○効率的かつ有効な防止柵の設置

山間部のため、団地での取組みが難しい箇所も見られるが、集落等での 資材の一括購入によるコスト低減、団地的な取組みを推進する。

〇遊休農地・耕作放棄地の適正管理

隠れ場となる緑草帯を除草し、シカを田畑へ近づけなくさせる。

○複合的な防止柵の設置

イノシシ・シカ等の大型動物の被害規模が大きいことから、電気柵やワ イヤメッシュ等の防止柵を優先して設置を行う。また同時に、タヌキ・アナ グマ・アライグマ・ハクビシン・ヌートリア等の小型動物の侵入対策の為、 電気柵とトタン、ワイヤメッシュとネットといったような、複合的な防止 柵の設置を推進していく。

- ○捕獲従事者の育成及び農業者によるわな免許取得・自己防衛の推進 若年化に伴う狩猟者の経験不足に伴い、捕獲の担い手の育成が急務とな っている。捕獲従事者の育成を行うと同時に自己防衛のためのわな免許取 得の推進をはかる。
- 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標 (注) を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。 (ICT (情報通信技術)機器や GIS (地理情報システム) の活用等、対策 の推進に資する技術の活用方針を含む。)。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

農林業従事者等からの依頼を受け、西粟倉村猟友会で結成された有害鳥 獣駆除班が、有害鳥獣の捕獲を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者 等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート 等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者の それぞれの取組内容や役割について記入する。
 - 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 - 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に 従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、その ことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容				
5	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス類(ハ	狩猟者の確保・				
	シブトガラス、ハシボソガラス)、ハト類(キジバ	育成のため、狩				
	ト、カワラバト)、スズメ類(ニュウナイスズメ、	猟免許の取得を				
	スズメ)、サギ類(アオサギ、ゴイサギ、コサギ、ダ	推進する。				
	イサギ)、カワウ、タヌキ・アナグマ・アライグマ					
	・ハクビシン・ヌートリア等の小型動物					
6	同上	同上				
7	同上	同上				

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入 する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

0イノシシ

本村では、イノシシの頭数は、一定数の捕獲があるが、捕獲に際し一定以上の技能を有する事から潜在するイノシシの頭数に変化は無いと見られる。したがって、捕獲計画数は80頭とする。

〇二ホンジカ

ニホンジカについては農林業に最も被害を及ぼしており、捕獲計画数は 400頭として、被害の軽減を目指す。

〇二ホンザル

ニホンザルについては常時生息する個体群はないが、県境を越えて出没するニホンザルによって、住居への侵入や畑作物の被害が発生しており、

近隣の状況により今後も増が見込まれる。地域での聞き取りでは約30頭が生息しているものとされており、捕獲計画数は2頭とする。

〇カラス類・ハト類・スズメ類

ベリー類、リンゴ等の果樹に被害が増えてきたため、捕獲して個体密度 を下げ、被害の軽減を図る。

〇サギ類、カワウ

吉野川流域での水産物被害や、カワウによる被害と思われる養鯉家からの報告があり、今後増加が見込まれる為、有害鳥獣捕獲による被害の軽減を図る。

○タヌキ・アナグマ・アライグマ・ハクビシン・ヌートリア等の小型動物 被害は小規模ながら被害件数は多く、頻発して出没するため、捕獲檻による有害鳥獣捕獲を実施し被害を軽減させる。

わな免許取得者は増加しているが、若年層の育成により捕獲できる頭数を増やすこと、また村内全域にわたり被害が発生しているため、農業従事者自身のわな免許の取得、オリの設置を推進し被害を減少させる。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設 定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
イノシシ	8 0	8 0	8 0		
ニホンジカ	400	400	400		
ニホンザル	5	5	5		
カラス類・ハト類・スズメ類	3 0	3 0	3 0		
サギ類、カワウ	5	5	5		
タヌキ・ヌートリア・アナグ					
マ・ハクビシン等の小型動	3 0	3 0	3 0		
物					

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

銃器・わなを用いて4月1日から11月14日、翌年3月16日から3月31日にイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス類(ハシブトガラス、ハシボソガラス)、ハト類(キジバト、カワラバト)、スズメ類(ニュウナイスズメ、スズメ)、サギ類(アオサギ、ゴイサギ、コサギ、ダイサギ)、カワ

- ウ、タヌキ・アナグマ・アライグマ・ハクビシン・ヌートリア等の小型動物 を対象として捕獲を行なう。対象区域は西粟倉村全域である。
- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について 記入する。
 - 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

山中に生息する対象鳥獣を的確に捕獲するためと、わなによる捕獲後の止めさし等を安全かつ確実に実施するために必要である。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル 銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計 画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の 実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当無し	該当無し

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
 - 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する 場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
イノシシ	電気柵	電気柵 1,000m	電気柵 1,000m		
ニホンジカ	ワイヤメッシュ	ワイヤメッシュ 1,000m	ワイヤメッシュ 1,000m		
※ 電気柵は	トタン柵	トタン柵	トタン柵		
4 段を想定	ネット	ネット	ネット		
ニホンザル	電気柵	電気柵	電気柵		
※ 電気柵は	ワイヤメッシュ	ワイヤメッシュ	ワイヤメッシュ		
ネットタイプを想定	トタン柵	トタン柵	トタン柵		
	ネット	ネット	ネット		
タヌキ・アナグ	電気柵	電気柵	電気柵		

マ・アライグマ	ワイヤメッシュ	71	′ヤメッシュ		ワイヤメッシュ	
・ハクビシン・	トタン柵	ト タ	ツ柵	500m	トタン柵	500m
ヌートリア等の	ネット	ネッ	·	500m	ネット	500m
小型動物						

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 - 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	・各地区からの被害報告、要望に	同左	同左
ニホンジカ	基づいて、防止柵設置を推進し、		
ニホンザル	山から下りてくるイノシシ・シカ		
タヌキ・アナグ	を田畑へ近づけないよう、被害防		
マ・アライグマ	除を実施する。		
・ハクビシン・	・防護柵の維持補修等について		
ヌートリア等の	は、設置した地区・集落の責任に		
小型動物	おいて実施し管理する。		

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記 入する。
- 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ	・鳥獣保護管理計画に基づき、村猟友会と協力して、
	ニホンジカ	適正な個体数調整に努める。
		・緩衝帯の設置、放任果樹の除去等地域ぐるみでの取
		り組みを、関係団体と協力して普及啓発する。
6	同上	同上
7	同上	同上

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する 知識の普及等について記入する。
- 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岡山県美作県民局	鳥獣被害に関する情報提供並びに協議会への
農林水産事業部	助言を行う。
美作警察署	鳥獣に関する情報提供並びに、有害鳥獣捕獲

	を行う。
西粟倉村役場	鳥獣被害に関する情報提供並びに協議会事
産業観光課	務、関係機関との連絡調整を行う。
西粟倉村猟友会	有害鳥獣捕獲を行う。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、 猟友会等の名称を記入する。
 - 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 - 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は 生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合 は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

西粟倉村

産業観光課 → 西粟倉村猟友会事務局(0868-79-2230)

- → 美作警察署 (0868-72-0110)
- → 岡山県美作県民局農林水産事業部 農畜産物生産課 (0868-23-1305)
- → 岡山県美作県民局農林水産事業部 森林企画課 (0868-23-1386)
- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により 記入する。
- 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲現場で埋設するなどの適切な処理を捕獲者に 依頼する他、ニホンジカ・イノシシについてはジビエ料理として地域の特 産品化をはかるため、村内食肉加工施設への搬入を推進する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした た鳥獣の処理方法について記入する。
- 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項
 - (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシ・シカの獣肉を受け付けており、計画対象地域
	内からの受入は総量の 1/3 程度に及ぶ。搬入の段階で食用
	として適否を判断し、ほぼ 100%の食品利用としている。処
	理加工施設を運営する事業者を通じ、地元飲食店での流通
	や、学校給食への供給等利活用を促進する。
ペットフード	罠猟で傷ついた部位等、食品として適さない部位・個体
	についてはジャーキー、ミンチ等に加工しペットフードと

	して一部を利用している。
皮革	地域内の革製品製造業者の求めに応じ卸しているが、供
	給過多となっているため不要分については処分している。
	今後、利用拡大に向けて需要調査等を行い利活用を推進す
	る。
その他(油脂、	鹿角に関しては食品・ペットフードの定期購入者を対象
骨製品、角製	に、主に個人に対して販売しており、搬入された総数の3
品、動物園等で	割程度の取引となっている。主な用途としては愛玩犬のレ
のと体給餌、学	クリエーション用、インテリア用で一定の需要があり、継
術研究等)	続的に利活用を推進する。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

平成28年度に民間事業者によって整備され、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における処理加工施設として認定・運用している。

受け入れ開始から8年目を迎え搬入件数は増加したが、計画対象地域内の個体数では賄いきれないため、鮮度を基準とした計画対象地域外からの受入も事業者独自に行い、年間概ね300頭の獣肉処理を行っている。

地域一帯での狩猟者の減少が進む中で、今後は地域における食品利用可能な捕獲個体の比率を上げていくことで、安定的な食肉としての提供を継続していく。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品 等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

処理加工施設を管理・運営する㈱エーゼログループにおいて、処理加工 に携わる者の資質向上、技術指導に取り組む。

- (注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の 知識を有する者の育成の取組等について記入する。
- 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

協議会の名称	西粟倉村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
西粟倉村役場	鳥獣捕獲事務を担当し、鳥獣による農林業被害の状況
産業観光課	把握、被害防止対策指導、協議会に関する連絡調整を
	行う。
西粟倉村猟友会	有害鳥獣捕獲の実施及び有害鳥獣関連情報の提供を行
	う。
岡山県鳥獣	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務を

保護管理員行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
 - 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
美作県民局農畜産物生産課	オブザーバーとして鳥獣害全般の有効な防止
" 森林企画課	対策の意見提言・指導を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入 する。
 - 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 - 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等が あれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- (1)村長が村職員から指名する者
- (2)西粟倉村猟友会の会員のうち、有害鳥獣駆除班員であり、被害防止対策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者のうちから村長が任命する者
- (1) (2) により実施隊を構成している。
- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
 - 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が 行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、 地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制が わかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

村内全域における農林作物の被害は深刻な状態である。また、村内全域で高齢化が進んでいるため、地域自らの手による被害防止柵の設置、緩衝帯の整備等が困難な状況にある。

そこで、広範囲の被害防止対策(被害防止柵の設置、緩衝帯の整備等)を 講じる場合に、地域全体での取組みを検討し実施する。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止 施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育 成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に 関する人材育成の取組を含む。)について記入する。 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

村内全域での鳥獣被害に対する意識の向上のための啓蒙活動を実施。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の 実施に関し必要な事項について記入する。